

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集（パブリックコメント）の結果報告

岐阜県環境生活部環境生活政策課

岐阜県では、近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、消費者の権利の尊重及びその自立の支援を図るため、「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」の改正について検討を行い、平成１８年１０月４日に「改正条例（案）の概要」を公表しました。これについて県民の皆様から広く意見を募集しましたところ、以下のとおりの結果となりました。

１．意見の募集期間 平成１８年１０月５日から１１月３日 ３０日間

２．意見等の提出状況

（１）提出者数 ７３人（個人７０、団体等３）

（２）意見等件数 延べ１３８件

３．項目別意見等件数

意見項目	意見等件数	意見項目	意見等件数
１ 全般	８件	１０ 啓発・消費者教育の推進	２３件
２ 名称	３	１１ 環境保全への配慮	４
３ 目的	３	１２ 不当な取引行為の禁止	１７
４ 基本理念	７	１３ 消費者施策推進指針	９
５ 県の責務	４	１４ 知事に対する申出制度	１８
６ 事業者の責務	８	１５ 報告徴収・立入調査・公表	１６
７ 事業者団体の責務	２	１６ その他の要望・意見	１３
８ 消費者の役割	１		
９ 消費者団体の役割	２	合 計	１３８

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
1	1	8	県の調査権限の強化が ・不当な取引行為を「要領」から「告示での指定」に変更 ・知事に対する申出制度 ・「報告徴収・立入検査」「公表」改正 と明記されている点が、条例改正の目的に合い、消費者に不利益なことが起こった場合、業者に是正や補償を求めやすくなるのではないかとと思われる。 また、企業・事業主が不備の起こらないように予防措置に力を入れるようになるのではないかと期待が持てる。	(賛成意見)
2	1	14	新しい条例(改正)により、消費者の権利が守られることを期待します。	「基本理念」にのっとり、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策を推進します。
3	1	15	条例の改正が真に消費者の権利と自立を確保するよう仕事をしてください。	「基本理念」にのっとり、県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策を推進します。
4	1	22	消費者の自立の支援に関する条例改正と消費生活トラブル予防事業展開を支持について かつては、地元での信頼関係でなされていた商売が、情報・交通網の高度発展で広範囲にわたったの商売となり、それに伴い、消費者の選択範囲も広がって、トラブルもいっばい増えてきました。悪質な商売・業者があると分かった今、保護される以前に間違った情報や誘いに安易に乗せられることのないよう、賢い消費者にならなければなりません。消費者自ら消費生活トラブルに巻き込まれないよう情報や知識によって未然に防ぐ事が第一ですので、今回の「自立支援」を盛り込んだ条例改正案は大切なことだと思います。特に、新設された条例内容については、今まで以上に消費者も事業者もより商法に対しての認識を深める上において意義深いものと考えます。これらが十分活用されて消費生活トラブル減少に繋がる事業展開がなされればいいと思います。	(賛成意見)
5	1	31	県民が条例の内容を理解するには難しいと思います。平易な言葉で、もっとわかりやすい内容にならないのでしょうか。	条例の内容については、わかりやすい形で県民の皆様への広報に努めたいと考えております。
6	1	54	この条例改正は、施行はいつからですか。	平成19年4月1日から施行します。
7	1	56	この条例は、いつから適用になるのか	平成19年4月1日から施行します。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
8	1	63	消費者被害が少しでも少なくなるような改正をお願いします。	改正案の内容に基づき、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を図るための総合的な消費者政策を実施していきます。
9	2	47	改正前の条例名称は「岐阜県民の・・・」とか「促進する・・・」といった表現が私たち消費者にとって受け身の感じがするが、改正後の条例名称は、私たち消費者にとって積極的な感じの表現でとても良いと思った。	(賛成意見)
10	2	68	条例名称について 各都道府県の条例は、その内容は大筋でいずれも同様であり、一般的に消費生活条例と称されているため、改正案のと通りの名称変更賛成である。	(賛成意見)
11	2	73	名称が短くなった分、固いイメージはない。	(賛成意見)
12	3	8	今回の条例改正の目的が「消費者と事業者間の情報量及び量並びに交渉力の格差」への配慮が規定されている点が、現行条例よりも改正案の方が消費者にとって有益なものに思われる。	(賛成意見)
13	3	19	条例の目的について 消費者の自立を強調することは、消費者保護政策に消極的と受け取られ、弱者切り捨てになるのではないのでしょうか。	消費者政策は、「消費者の自立の支援」と同時に「消費者の権利の尊重」も基本としていることから、弱者の権利も尊重するので、「弱者の切り捨て」になるものではありません。
14	3	24	消費者は保護するものから自立した主体へと変更するとのことであるが、消費者の個性によっては、保護は必要と考える。(例えば、高齢者や知的障害者)消費者行政の後退とらないようにしてほしい。	消費者政策は、「消費者の自立の支援」と同時に「消費者の権利の尊重」も基本として推進するものであり、消費者行政が後退するということはありません。
15	4	25	基本理念 高齢者、若年者、知的障害者など被害を受けやすい弱者への対応も取り上げてほしい。	「消費者」には弱者も含まれていますが、消費者政策の中で、弱者を狙った悪質商法への対策等を考えていきます。
16	4	40	消費者の権利について 消費者基本法にある「基本的な需要が満たされる権利」と「健全な生活環境が確保される権利」を加えてほしい。	「基本的な需要が満たされること」、「健全な生活環境が確保されること」は消費者基本法では権利としてではなく、前提条件として規定されていますので、県条例においても前提条件として規定しています。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
17	4	66	基本理念について 消費者の権利を岐阜県の実情に応じて、消費者基本法の6つに「不当な取引方法及び不当な条件を強制されない権利」を加えた7つに設定されることを評価します。	(賛成意見)
18	4	67	基本理念では、①～⑥の国の法律に加え、⑦商品及びサービスの取引について、不当な取引方法及び不当な条件を強制されない権利と謳っております。 また、「第二章」の表題「消費者保護」を「消費者の安全確保等」に改めるとあります。私はここに期待しています。 地域社会や異世代間のコミュニケーションが薄れ、暮らしを守る知恵や教え合いが希薄になりがちな昨今です。危険と隣り合わせになっている状況すら認識できないまま、ひどい目に遭う状況もいくつかあります。ひとり一人が安心して生活していく上で、法で守られているということは、とても重要な事柄と思われれます。	(賛成意見)
19	4	68	目的・基本理念について 改正案においても基本理念で消費者基本法において掲げられた6つの権利に加えて「不当な取引方法及び不当な条件を強制されない権利」が規定されており、このような消費者の権利を定型化し、これを拡充することに賛成である。	(賛成意見)
20	4	68	目的・基本理念について 平成17年4月から個人情報保護法が全面施行されていることから「個人情報侵害されない権利」、平成18年5月に消費者契約法の改正案が成立したことから、「消費者団体を組織し行動する権利」も加えるべきである。	個人情報に関しては、個人情報保護法第16条で「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」規定されており、その中で侵害から保護されるものと考えます。 「消費者団体を組織し行動する権利」については、自由に消費者団体を組織することができることから、権利として条例に規定する必要はないと考えます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
21	4	72	基本理念について 「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を基本として、消費者の権利として「消費者基本法の6つの権利」のほか、不当な取引方法および不当な条件を強制されない権利を合わせて規定されたことは大変うれしく思います。このことを岐阜県民に大切な権利であることを一人でも多く知っていただきたいと思います。	(賛成意見)
22	5	3	県の責務 県の責務を明確にするため、具体的に規定すべきと考えます。	県の責務は、「県の責務」の条文で規定しているほか、以降の条文の中でも規定しております。
23	5	41	県の責務について 県の責務に行政による消費者団体の育成及び支援の充実並びに連携強化のための具体策を明記すべきである。	これらの事項については、現行条例第16条に規定しております。 (消費者団体の指導等) 第16条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るために、健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。 2 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。
24	5	44	県の責務 県の責務として、消費者被害の救済について、実際に仕事にあたる相談機関の確保やレベル向上に努めることなどを盛り込むべきと考えます。	個別、具体的な責務については、消費者政策を推進する中で考えてまいります。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
25	5	68	県の責務について 「消費者施策推進指針」策定を規定することから、表現が重複しないように「総合的な施策を策定し、及びこれを実施」を「消費者政策を推進」に改められているが、「消費者施策推進指針」の条文では、施策推進にあたりその方向性を示す指針を策定することが規定されているにすぎないため、県の責務の条項に「施策を実施するよう努める義務」を掲げるべきであると考えます。 また、市町村との連携については、既に規定されているが、条例の実効性を高めるために「国に対する意見表明」を県の責務に加えるべきである。	既に県の責務の中で「消費者政策を推進する」と明言しております。 「国に対する意見表明」については、今回の改正項目ではありませんが現行条例第32条において、「国の行政機関の長等との協力」を規定しており、その中に含まれております。 第32条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。
26	6	13	事業者が持っている情報、最近では事故情報などいかに早く、消費者に公開していただくかという仕組みづくりを積極的に行うべきではないでしょうか。	具体的な消費者施策を検討するにあたり、参考とさせていただきます。
27	6	19	事業者の責務 事業者の責務として、「法令を遵守する行動基準と組織体制を整備すること」を加えたほうがよろしいのではないのでしょうか。	同様の内容を既に事業者の責務の条文の中に盛り込んでおります。
28	6	20	事業者の責務について 個人情報の流出事件が頻発していることから、「事業者は、取引に関して知りえた消費者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。」と明記してください。	個人情報に関しては、個人情報保護法第16条で「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」規定されており、その中で侵害から保護されるものと考えます。
29	6	25	事業者の責務 事業者の責務として、消費者のおかれている環境や個人の特性に留意すべき旨を規定してほしい。	同様の内容を既に事業者の責務の条文の中に盛り込んでおります。
30	6	30	パロマの給湯器の事故など、最近多く発生している商品事故について、企業のモラルが問われています。事業者の責務として「苦情を適切に処理すること」を定めたことはとても良いと思いますが、その責務をいかに守らせるかが問題だと思います。	具体的な消費者施策を検討するにあたり、参考とさせていただきます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
31	6	60	事業者の責務として、「消費者の安全の確保」、「消費者の必要な情報の明確・平易な提供」や「消費者苦情の適切な処理」を定めたことは、とても良いと思います。	(賛成意見)
32	6	68	事業者の責務について 改正案は、基本理念において消費者の権利を掲げているので、これに対応するよう事業者の責務には「消費者の権利を侵害しないこと」を掲げるべきであると考えます。 「消費者との取引に際し、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること」と規定されているが、これに「年齢」と「判断能力」を加えるべきである。 事業者の責務においても「消費者の個人情報を適正に取り扱う」旨を規定するべきである。	「事業者の責務」では「事業者は、基本理念にかんがみ…」としており、基本理念に掲げる消費者の権利を尊重することは含まれていると考えております。 「年齢」「判断能力」については、「消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮」の「等」に含まれていると考えます。 個人情報に関しては、個人情報保護法第16条で「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」規定されており、その中で侵害から保護されるものと考えます。
33	6	72	事業者の責務 「③消費者との取引に際して、消費者の知識、経験および財産の状況等に配慮すること。」とありますが、これは、消費者との取引において配慮すべき事項として、「適合性の原則」を明確に打ち出していきたいと思えます。事例として、高齢者は次々販売と呼ばれる悪質商法の手口にかかります。若者は、平気でローンを組んで高額な商品を購入します。 「取引の目的及び内容に応じた消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況への配慮」としていただけないでしょうか。配慮すべき事項を挙げて、事業者はいわゆる「適合性の原則」に留意して事業活動を行わなければならないと規定していただきたいと思います。	「取引の目的及び内容に応じた」「年齢」「判断能力」については、「消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること」の「等に配慮」に含まれていると考えます。
34	7	37	県・事業者……の責務、役割 事業者の責務の(イ)の文末は「努めなければならない」なのに、次のウの事業者団体の責務の文末は「努めるものとする」になっているが、どちらが厳しい言い方なのか。厳しい方に統一してはどうですか。	「努めなければならない」に修正します。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
35	7	70	条例の目的に示されているように、消費者と事業者の間では、情報や交渉力において格差があり、どうしても消費者が弱者になると思います。したがって、事業者団体の責務が新設されたことは、大変良いと思います。	(賛成意見)
36	8	68	消費者の役割について 消費者保護基本法が消費者基本法に改正される過程において、「消費者の役割」を「消費者の責務」とする議論があったが、消費者に責務を負わせることは不当であると考えるため条例においても「責務」という文言は取り払うべきであると考え。よって、改正案に賛成である。	(賛成意見)
37	9	16	消費者個人個人の力は、企業と比べると圧倒的に弱いものであるのは周知のとおりである。弱い消費者を強くするには団結が大切であり、その役割が新設されたことは、消費者の権利の尊重の観点から大いに評価できる。	(賛成意見)
38	9	55	(4)のオ、消費者団体の役割について 消費者被害の防止等は行政だけで負えるものではなく、広く県民協働を進める必要があります。その中心を担う消費者団体の役割を新たに位置づけたことを評価します。	(賛成意見)
39	10	5	被害にあってから相談にのるのではなく、被害にあわない賢い消費者教育を行う方がよい。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。
40	10	6	消費者を守るだけでなく、賢い消費者をつくるような啓発を期待しています。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。
41	10	9	悪質商法による被害は、私の経験からしても若年層に多いのではないかと思います。学生から社会人になり自由に使えるお金を手にしますが、消費者としては知識も経験も少なく被害に遭いやすいのではないかと思います。若年層を中心とした消費者教育の充実を望みます。	年齢、職業など、受講者の状況に応じた消費者教育を実施します。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
42	10	11	「学校、地域、家庭、職域とその他の様々な場を通じて教育を充実する等の施策を講ずる」とあるが、ただ行えばよいということではなく県民が理解できるような場にしてほしい。	年齢、職業など、受講者の状況に応じた消費者教育を実施します。
43	10	13	「消費者が自ら・・・自主的かつ合理的に行動すること」とありますように、これからは、消費者の自立・自主は重要ではないでしょうか。今までは、消費者は保護されてすぎていたせいもあるのでしょうか。消費者の自立のための啓発や教育に一層の力を注いでいただきたいです。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。
44	10	16	消費者の自立を図るためには、適切な時期に、適切な場所で啓発や教育を行うことが重要である。それで、この条項の新設は妥当であるが、これからは啓発や教育をどうゆう方法でやっていくかが重要である。従って、啓発や教育の実践について知恵を出して欲しい。	消費者啓発及び教育の推進にあたり、より効果的な施策を検討し実施します。
45	10	21	啓発及び教育の推進について 「学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて、消費生活に関する教育の充実する等の施策を講ずるものとする」に消費者団体も明記すべきと考えます。	「その他様々な場」に含まれていると考えております。
46	10	26	悪質商法について 被害にあわない賢い消費者を育てる勉強会や、悪質商法の手口を早く広く伝えることなど、被害者になる前の指導をたくさんやってほしい。	現在も消費生活出前講座の開催や消費生活相談情報の提供に努めておりますが、より効果的な施策を検討し実施します。
47	10	28	悪徳商法や不当な取引などに関して被害者の相談を受けることも大切ですが、そのような被害にあわないよう、学校、地域、家庭などにおける消費生活に関する教育を推進することが大切だと思います。条例の規定だけに終わらず、実効性のある施策を期待しています。	消費者啓発及び教育の推進にあたり、より効果的な施策を検討し実施します。
48	10	34	悪質商法は、いろいろと手口が変わってきています。常に県民に対して、新しい手口の悪質商法の情報をお願いしたい。	消費生活相談を通じて入手した悪質商法の情報は、県民の皆様へ迅速に提供します。
49	10	34	悪質商法の被害にあってから相談するのではなく、被害にあわない賢い消費者を育成するための教育を行う方がよいと思う。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
50	10	48	消費者の自立支援 我々消費者には情報が少ないと思う。多くの情報があれば悪質業者に対する対抗手段となり、消費者被害も減ると思う。特にお年寄りに消費者教育・啓発をしてほしい。	年齢、職業など、受講者の状況に応じた消費者教育・啓発を実施します。
51	10	51	トラブル等の未然防止の為には、(6)にある啓発、教育は重要ですので、必ず県の具体的な事業に反映してください。	消費者啓発及び教育の推進にあたり、より効果的な施策を検討し実施します。
52	10	56	(6)では、消費生活の教育を学校、地域、家庭、職域で実施するとあるが、今後どのようなことを県はしていくのか。学校、地域、家庭、職域では、それぞれ教育の仕方も違うし、協力を得なければならない相手も異なるが。	年齢、職業など、受講者の状況に応じた消費者教育・啓発を実施します。
53	10	59	消費者教育の一つとして、悪質な手口、特に新手の商法について、学校や地域で学習する機会が多くあるといいと思います。	消費生活相談を通じて入手した悪質商法の情報は、様々な場で行う消費者教育・啓発事業の中でも提供していきます。
54	10	61	悪質商法の被害にあってから相談にのるのも大切ですが、そのような悪質商法にあわない賢い消費者を育てるために、教育をすることが大切だと思います。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。
55	10	62	空き店舗を借りての催眠商法に大勢の人達が集まっています。この中に高価な品物を買わされる人がいると思うと業者よりむしろ集まる人達に責任があると思うのですが、悪徳業者を追放するのは賢い消費者であると思います。消費者に対する啓発の徹底を望みます。	消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行います。
56	10	63	悪質業者、悪質被害等はずっと情報公開があってもいいのではないかと思います。公開することによって二次、三次被害が、もう少し防ぐことができるのではないかと。	消費生活相談を通じて入手した悪質商法の情報は、県民の皆様へ迅速に提供します。
57	10	64	色々と改正されますが、悪徳業者が死角につけこみいたちごっこにならないように配慮されたい。	消費生活相談を通じて入手した新手の悪質商法の情報は、県民の皆様へ迅速に提供します。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
58	10	65	条例の改正案はよく分かりましたが、県民へのよび掛けも大切だと思います。自立するためには知識をもたなくてははいけないし、個人の強い意志も必要です。安心・安全な消費生活を守るため、尚一層の対策を望みます。	改正案の内容に基づき、「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を図るための総合的な消費者政策を実施していきます。 この中で、消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等の施策を行ってまいります。
59	10	68	啓発及び教育の推進について 消費者教育の推進にあたっては、様々な場をとらえて実施することは重要であり、改正案のように具体的な場を例示列举することに賛成である。	(賛成意見)
60	10	68	啓発及び教育の推進について 県が消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援を行う旨の規定も定めるべきであると考えている。	改正案では「知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため…消費生活に関する教育を充実する等の施策を講ずるものとする」としており、「消費者の自主的な学習の支援」は「等」に含まれており、今後こうした具体的な施策を充実させ、実施します。
61	10	70	また、自立した消費者育成には、消費者教育を欠かすことができないので、(6)啓発および教育の推進の項に、「学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて」と具体的に、教育活動の場が例示されたのは良いと思います。消費者教育は、継続的に行わなければならないので、すべての段階で、自立した消費者となるべく、県民に勉強の機会を与えていただきたいと考えております。	(賛成意見)
62	11	10	「環境保全への配慮」に書かれているように、三者が自分たちの問題として受け止め、率先して環境の保全に努めていくことが大切だと思います。その為には国や県といった大きな単位では人任せになり易いと思うのでもっと小さな単位で(市町村・学校他)取り組んでもらえたら、身近な自分たちの問題として意識が浸透していくのではないかと思います。	消費生活における環境保全への配慮について、地域等への意識啓発を検討して参ります。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
63	11	23	環境保全への配慮 スーパーのレジ袋をなくそうと呼びかけているが、それだけではいつまでたってもなくなる。少しでもエコバックを義務付けるようにするためには、レジ袋の有料にするべきではないだろうか。	県では、環境に配慮した消費行動の促進するため、「マイバッグ・スタンプラリー」「レジでの声かけキャンペーン」「マイバスケットキャンペーン」の実施により、レジ袋の削減に取り組んでいます。レジ袋有料化のご意見は今後の参考とさせていただきます。
64	11	29	「環境保全への配慮」の規定のとおり、県、事業者、消費者が、環境の保全に努めることは大切なことだと思います。	(賛成意見)
65	11	63	環境保全に関しては、事業者はもちろんではあるが、消費者がもっと役割を担う必要があると思う。環境に関しては消費者にもっときびしいものがあってもいいと思います。	今回の改正では、環境保全に関して、消費者について「消費者は、その消費生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めるものとする」とその役割を明記しました。消費生活における環境保全への配慮について、地域等への意識啓発を検討してまいります。
66	12	1	不招請勧誘(依頼していない訪問や電話による勧誘)は消費者の不利益に繋がるので、不招請勧誘禁止の条例を望みます。 「電話や訪問販売は人件費を回収するために利幅の大きい割高の商品を販売するので消費者の不利益なる」「呼んでもいないのに一方的に電話や訪問するのは消費者が自由な時間を過ごす権利を奪っている」「他の店や商品と比較検討できない訪問勧誘による契約は、消費者には限られた情報内での不利な条件での契約なので不公平」「不招請勧誘を禁止しても、店頭販売・通信販売・チラシでの勧誘・拡声器などでの呼び出し勧誘・各種広告行為による勧誘などで、営業の自由は確保される」という理由から不招請勧誘禁止の条例化を望みます。	不当な取引方法を告示で指定する際に、参考とさせていただきます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
67	12	2	私どもでも店舗の改装を行っていますが、新装開店の際には必ずと言っていいほど、催眠商法の悪質な業者が近所に現れます。 お買い物にいらっしゃる方が、そういった悪質な業者に騙されはしないかと不安でなりません。私どもではその手の業者が現れた場合には、業者に移動を要求したり、見張りを立てて被害者が出ないようにしていますが、そのような手段にも限界があります。また、現行法では被害者が出ない限りは警察も動けません。被害者があっても民事不介入で動けないかも知れません。 そこで県条例でそのような悪質な業者の進出を取り防ぐことはできないでしょうか。すべての販売を禁止することは無理ですから、事前に登録しておく、或いは、販売所に会社概要や許可証を掲示するなどの方法はいかがでしょうか。見ていると他府県ナンバーの車両が多いようなので、事前の届出制だけでも効果はあるように思えます。「不当」「強引」はその場で客観的に証明することが困難です。しかし、届出証なら一目瞭然です。他の量販店でも同様の悩みはあるかと思います。県民が悪質商法の被害者とならないための方策をご検討いただければ幸いです。	悪質な事業者には行政処分等対応してまいりますが、あらゆる事業者に事前届出の義務付けるなど必要以上に規制することは、営業の自由を侵害するおそれがあり、困難と考えます。
68	12	3	不当な取引行為の禁止について 罰則規定を設けてほしい。何日間かの営業停止、もしくは罰金を課すことで悪徳事業者の再犯もしくは新たな犯罪を防いでほしい。	罰則については、消費者基本法にも規定はないので、今後検討事項としていきたいと考えています。
69	12	4	お年寄りを食い物にするような悪質な商売をする者は、どしどし取り締まってください。	(賛成意見)
70	12	17	業者取締 高齢者をねらった新手の詐欺商法やまやかし商法は、被害が拡大する前に取り締まること。	(賛成意見)
71	12	18	業者の取締 振り込み詐欺等の巧妙な悪質商法は徹底して事前に取り締まること。	(賛成意見)
72	12	19	不当な取引行為の禁止 告示に際しては、具体的に、わかりやすい表現に努めてほしい。	告示を定める時に、不当な取引方法の類型をさらに分類して、わかりやすい表現とします。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
73	12	48	不当な取引方法 過疎地の独居老人を狙って悪質な訪問販売をする業者などを厳しく取り締まってもらいたい。県の責任でやってほしい。	(賛成意見)
74	12	50	不当な取引行為の禁止(告示内容)について ①の初めの「法令等による義務強調」・・・これが何故不当になるのか。法に規定されていることではないか。	「商品又はサービス(以下「商品等」という。)が、法令等により設置又は義務づけられたものであるかのような説明を行って契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。」を指すものです。
75	12	50	同上 ①の最後の「その他」・・・普通は「その他〇〇〇〇」となるはず。単に「その他」だけでは何のことかわからない。	「前各号に掲げるもののほか、消費者に対し、虚偽若しくは錯誤に陥れるような表現をもって、又は詐術を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。」を指すものです。
76	12	50	同上 ④の最後の「現状回復義務等」・・・「現状」ではなく「原状」が正しいのでは。	「原状」が正しいので、告示で指定する際に訂正します。
77	12	50	同上 ⑤の最後の「抗弁権接続」・・・この表現は一般県民にわかるか。一般県民に理解できる表現にするように。	告示で指定する際に、わかりやすい表現といたします。
78	12	55	(8)不当な取引行為の禁止について 新たな手口に対応できるよう不当な取引行為を「要領」から「告示での指定」へ変更することを評価します。その上でもう一步踏み込んで不招請勧誘の禁止(不当な取引行為の禁止に関わる規定の一部)を条例規則において明記することが必要と考えます。 不招請勧誘とは、消費者の意向を無視した勧誘、若しくは消費者が希望しない契約に関する勧誘のことを意味します。日本では、まだ導入されたばかりの規制ですが、金融先物取引法には不招請勧誘が規定されています。 これによって、訪問販売お断りのステッカーを貼ることで意思表示をし、それでも勧誘が繰り返し行われた際に、すぐに事業者名の公表ができますし、被害をなくす県民運動として取り組んでいけると考えます。	不当な取引方法を告示で指定する際に、参考とさせていただきます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
79	12	59	善良な消費者にとって不利益となるような取引については行政の権限で取り締まっていただきたい。	(賛成意見)
80	12	66	不招請勧誘の禁止を条例規則において明記することが必要です。 不招請勧誘とは、消費者の意向を無視した勧誘、若しくは消費者が希望しない契約に関する勧誘のことを意味します。日本では、まだ導入されただけの規制ですが、金融先物取引法には不招請勧誘が規定されています。 これによって、基本理念で岐阜県独自の権利として加えた「不当な取引方法及び不当な条件を強制されない権利」が実効性を持つと考えます。「訪問販売お断り」のステッカーを貼ることで意思表示をし、それでも勧誘が繰り返し行われた際に、すぐに事業者名の公表ができます。何よりもこの間多くが被害者となっているお年寄り世帯等、の被害をなくすためにも必要と考えます。	不当な取引方法を告示で指定する際に、参考とさせていただきます。
81	12	68	不当な取引行為の禁止について 新たな手口に対応するため、「要領」から「告示での指定」に変更することに賛成である。	(賛成意見)
82	12	68	不当な取引行為の禁止について 不当な取引行為の禁止は、社会的な情勢等により不当な取引行為も変化するものであることから、その指定にあたり審議会の意見を聴くことを規定するべきである。	消費生活安定審議会の審議事項である「県民の消費生活の安定及び向上を図る消費者政策の推進に関する重要事項」に含まれており、不当な取引方法を告示で指定する際には、審議会の意見を聴きながら進めてまいります。
83	13	31	県に特にお願いしたいのは、基本理念にある「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」を推進する様々な施策を行っていただきたいと 思います。その意味で「消費者施策推進指針」を定めるのは良いと思いますが、実効性のあるものにしていただきたいと 思います。	「消費者施策推進指針」では総合的な消費者施策の方向性を定め、指針に基づいた具体的な施策を実施します。
84	13	52	推進指針の策定 いで、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとありますが、パブリックコメントを実施する等、具体的に県規則か何かで定めるのですか。	県民の皆様への意見募集について、パブリックコメント(意見募集)を実施する予定です。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
85	13	55	消費者基本法は、「消費者基本計画」の策定を明記していますが、岐阜県の改正案では「指針」となっています。私たちは「消費者基本計画」を策定することを要望しており、非常に不満です。しかし、重要なことは年度ごとの計画作成にあると考えます。毎年計画が立案され、それをもとに圏域ごとに意見交換会(リスクコミュニケーション)が開催され、県民の意見をしっかりと反映させた年次計画が策定されることを期待します。	「消費者施策推進指針」は総合的な消費者施策の方向性を定めるものであり、着実な消費者政策の推進を図るものです。指針の策定にあたっては、県民の皆様及び県消費生活安定審議会の意見を聴きながら作業を進めます。この指針に基づき、毎年度、消費者を取り巻く状況に即した具体的な施策を実施します。
86	13	56	(10)の消費者施策推進指針はいつ策定の予定か。	条例改正後、県民の皆様及び県消費生活安定審議会の意見を聴きながら早急に策定作業を進めていきます。
87	13	66	消費者施策推進指針の策定について 消費者基本法は、「消費者基本計画」の策定を明記していますが、岐阜県の改正案では「消費者施策推進指針」となっています。なぜ「消費者基本計画」でなく、「指針」とするのかの説明が必要です。 また、私たち消費者は、毎年度の計画が立案され、それをもとに圏域ごとに意見交換会(リスクコミュニケーション)が開催され、県民の意見を反映させた年次計画が策定されることを期待します。	「消費者基本法」では、地方公共団体が「消費者基本計画」を必ず策定しなければならないと規定していません。本県では、総合的な消費者施策の方向性を示す「消費者施策推進指針」を策定し、着実な消費者政策の推進を図っていきます。指針の策定にあたっては、県民の皆様及び県消費生活安定審議会の意見を聴きながら作業を進めます。この指針に基づき、毎年度、消費者を取り巻く状況に即した具体的な施策を実施します。
88	13	67	私は「消費者施策推進指針の策定」にも期待しています。毎年度の実施計画や、計画通りの実施がされたかどうか、広く県民に報告される中で、消費者が少しでも多くの情報を得、自己を守ることが出来るようになればいいなと願っています。	「消費者施策推進指針」は総合的な消費者施策の方向性を定めるものであり、着実な消費者政策の推進を図るものです。この指針に基づいて、消費者を取り巻く状況に即した具体的な施策を、毎年度実施していきます。施策については、その内容、結果等を県ホームページ等で県民の方々に情報提供してまいります。
89	13	68	消費者施策推進指針の策定について 消費者施策推進指針の策定に賛成であり、その策定にあたり県民の意見を反映すること及び審議会の意見を聴くものとすることに賛成である。	(賛成意見)
90	13	68	消費者施策推進指針の策定について 「指針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにする」旨の規定を設けるべきである。指針については、ホームページの公開や印刷物にするなど、広く県民が知ることができるようにするべきであると考え。	「消費者施策推進指針」の策定・変更に当たっては、パブリックコメント(意見募集)を実施し、その結果を公表します。公表に当たっては、様々な広報媒体を活用し、広く県民の方々に周知してまいります。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
91	13	72	消費者施策推進指針の策定 「指針」となっておりますが、やはり「基本計画」として毎年度の着実な実施計画を打ち出していただきたいと思ひます。消費者基本計画では、法の基盤整備もされてきます。次から次へと法が整備されるのは喜ばしいのですが、県民の暮らしにどのようにかわるのかを知ることは大変難しいことです。より身近な県の施策でそれがわかるのが一番だと思ひます。ぜひ、基本計画にして毎年の実施を確実にしていただきたいと思ひます。	「消費者施策推進指針」は総合的な消費者施策の方向性を定めるものであり、着実な消費者政策の推進を図るものです。この指針に基づいて、消費者を取り巻く状況に即した具体的な施策を、毎年度実施していきます。
92	14	1	「(11) 知事に対する申出制度【新設】」 特定商取引に関する法律第60条の申出制度では、訪問販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引についての申出先は、都道府県知事となっています。岐阜県の条例改正と特定商取引に関する法律が重複して消費者がどこに申し出すべきか混乱する恐れがあると思ひます。	申出の提出先は、県条例も特定商取引法も知事であり、申出の相談及び提出がありましたら本来処理すべき部署へ引き継ぐ処理を行います。
93	14	1	経済産業省発表の平成18年4月12日現在「特定商取引法違反に基づく処分件数の推移及び事業者一覧の公表について」では岐阜県の行政処分(指示や業務停止命令)は累計でも0です。 同「平成16年度の特定商取引法の執行状況」でも「(略)都道府県のうち、平成16年度に特定商取引法違反について行政処分を行ったのは10都道県であり、また、これまでに行政処分を実施した実績があるのは14都道県に止まっており、一部の都道県において積極的な執行が行われている一方で、約3分の2の府県においては、特定商取引法違反に対する取り組みが必ずしも十分でない状況にあります。(略)」と指摘されています。 「(11) 知事に対する申出制度【新設】」は結構なことですが、条例だけでなく実際に行政処分が執行されなければ実効性に乏しいので、積極的な執行が行われる体制を望みます。	申出に対する迅速かつ厳格な対応に努めます。
94	14	3	知事に対する申出制度について 消費者から申請があった場合、消費者にその進捗状況を随時報告し、申出がうやむやもしくはなおざりにされないよう規定してほしい。	条例施行規則の改正にあたって、参考とさせていただきます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見 項目	意見者 番号	意見概要	回答
95	14	7	自分の利害を守るのではなく、悪質な業者を指摘する「申出制度」は良い仕組みです。広くPRしてください。	申出制度を含む条例改正の内容について、広報に努めます。
96	14	26	県民誰もが、申出制度により、情報を提供できる事は、とても良いことだと思う。	(賛成意見)
97	14	32	申出制度の新設は良いと思います。申出があった場合は、素早い対応をお願いしたいと思います。そうでないと、条例の意味がないと思います。	申出に対する迅速かつ厳格な対応に努めます。
98	14	35	知事に対する申出制度について 条例に新設された内容では、知事に対する申出制度により、条例に違反する事業活動を消費者は申し出ることができるとなっていますが、その通報(申出)を受けて必要な調査や措置をとっていただけるのか心配です。今まで行政指導によってある程度の調査や指導はできたと思うのですが、実績はあるのでしょうか。今まで実績がないのに条例を変えてもできないと思います。	申出に対する迅速かつ厳格な対応に努めます。
99	14	37	申出制度 申出に対して、知事は適当な措置を執るとなっていますが、例えば、ライバル社を誹謗、中傷するために、匿名で虚偽の申出がたくさん出てくることが考えられますが、匿名の申出への対応、内容の信憑性などはどうされるのですか。	申出は、申出人の氏名、住所、申出の趣旨及び求める措置の内容等を記載した書面で行うよう規則で定めることを検討しております。申出の内容については、事実であるか必要な調査を行います。
100	14	42	新設の申出制度については、県民がより利用しやすいシステムや体制づくりを検討していただきたいと思います。	制度の実施要領を定める際に、利用しやすいものとするよう検討します。
101	14	43	申出制度について(要望) 申出制度を設けることは賛成である。申出制度が実のあるものとするため、申出を適切に処理する体制を整備されたい。	申出に対する迅速かつ厳格な対応に努めます。
102	14	46	知事に対する申出制度の新設により、直接の利害関係者に限らず誰もが知事に対して適当な措置を執るべきことを求める事が出来るようになることは、被害の拡大などを未然に防ぐためにも、最小限におさえるためにもとても良いことだと思いました。	(賛成意見)

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
103	14	49	「知事に対する申出制度」の新設は大変良い事だと思います。消費者からの申出を無駄にする事がないよう、申出内容に対する県の迅速な対応を望みます。	申出に対する迅速かつ厳格な対応に努めます。
104	14	52	申出制度 折角の制度なので、活用されるよう、PR等をしっかりやってください。	申出制度を含む条例改正の内容について、「くらしと県政」や県ホームページ等で広報します。
105	14	53	(11)申出制度 結構なことです、本当に条文どおりの運用ができる体制の充実が必要だと思います。	申出制度に関する実施要領を策定し、迅速かつ厳格な対応に努めます。
106	14	57	申出制度は、事実であるとの見極めが大変ではないのか。国、他県で先にこの制度を取り入れているところでは、どれくらいの申出があって、そのうち事実であったものはどれくらいあるのか知りませんが、運用が難しい制度だと思います。	申出制度の適切な運用に努めます。
107	14	68	知事に対する申出制度について 知事に対する申出制度の新設については、消費者が危害のおそれがある商品を知ったときや事業者の不当な取引行為を知ったときは、これを知事に知らせて適切な措置をとってもらおうという消費者の積極的な関与を予定した規定であると理解でき、申出制度の新設に賛成である。	(賛成意見)
108	14	68	知事に対する申出制度について 申出の内容、処理経過を県民に明らかにし、積極的に情報提供を行う旨も規定すべきである。 また、申出制度の活用の為に、ホームページなどで申出方法について公表すべきである。	申出内容の情報提供等も含め、制度の詳細については規則等で規定してまいります。 申出制度の内容について、「くらしと県政」や県ホームページ等で広報します。
109	14	73	知事に対する申出制度の新設は、良いイメージだと思う。	(賛成意見)
110	15	12	「立入調査」や「公表」が現行よりも明確に規定されたことは良いと思う。	(賛成意見)

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
111	15	27	お年寄りを対象とする悪徳商法をする者の取締、罰則の強化を図っていただきたい。	今回の改正で、不当な取引方法を行う事業者に対しては、消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から、必要な場合に立入調査等が出来るように権限を明確に規定します。知事の勧告に従わなかった場合や立入調査等を正当な理由がなく拒んだ場合にはこれを公表します。 罰則については、消費者基本法にも規定はないので、今後検討事項としていきたいと考えています。
112	15	33	ニュース等で独居老人が被害者となる悪質商法の事例をよく耳にする。このような業者は行政が厳しく取り締まり、新たな被害者を出さないようにしてほしい。	今回の改正で、不当な取引方法を行う事業者に対しては、消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から、必要な場合に立入調査等が出来るように権限を明確に規定します。知事の勧告に従わなかった場合や立入調査等を正当な理由がなく拒んだ場合にはこれを公表します。
113	15	36	悪質商法などの取り締まりについて 悪質商法の被害者の割合が多いのは、圧倒的に高齢者が多いと思います。高齢者は年金生活をしている社会的な弱者です。高齢者を食い物にする悪質な業者に対する取り締まりの強化をお願いします。	今回の改正で、不当な取引方法を行う事業者に対しては、消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から、必要な場合に立入調査等が出来るように権限を明確に規定します。知事の勧告に従わなかった場合や立入調査等を正当な理由がなく拒んだ場合にはこれを公表します。
114	15	37	立入検査 悪徳業者をどんどん摘発、公表してください。	(賛成意見)
115	15	38	架空請求などの被害を受け、生活が壊れ、中には自ら命を絶たれる方もあるようです。消費者が自立しなければならないことは、もちろん分かっているつもりですが、なかなか難しいのが実状ではないでしょうか。こうしたときに力になってくれ、また頼るべきところはやはり県だと思います。県の調査権限の強化や、悪徳業者の公表などは、大いにさせていただいて構いませんし、もっと強化していただいてもよいと思うぐらいです。	(賛成意見)
116	15	46	立入調査の権限が、すべての項目において出来るようになったこともとても良いと思いました。	(賛成意見)
117	15	51	新条例により悪徳業者を摘発いただきますようお願いいたします。	(賛成意見)

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
118	15	52	立入調査等 本気で行うのであれば、それなりの人員、体制の整備が必要。行革で人員増は難しいでしょうが、消費生活相談センターや振興局と連携してしっかりやってください。	(賛成意見)
119	15	53	(12)立入調査等 結構なことですが、本当に条文どおりの運用ができる体制の充実が必要だと思います。	条例の目的を達成するよう、体制の整備に努めます。
120	15	54	(12)公表については、「規則で定めるところによる」となっています。他の条文にも「知事が必要な措置を講ずるものとする」などの表現がありますが、この条例改正に伴い、施行規則も改正されると思いますが、規則にはどのような規定が新規に盛り込まれる予定ですか。	規則等で運用方法等について具体的に定め、厳格に対応します。
121	15	58	「仏作って魂入れず」にならないよう、申出制度や報告徴収・立入調査、公表については、厳格かつ積極的な対応をお願いします。	規則等で運用方法等について具体的に定め、厳格に対応します。
122	15	68	「報告徴収・立入調査」「公表」について 「報告徴収・立入調査」「公表」の規定を拡充することに賛成である。	(賛成意見)

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
123	15	68	「報告徴収・立入調査」「公表」について 景品表示法や特定商取引法に見られるように、立証責任の転換規定を新設すべきであると考えます。 「危害を及ぼすおそれがある商品・サービスの提供」に関して「事業者が危害を及ぼすおそれがない資料を提供しないときは、当該商品・サービスは危害を及ぼすおそれがあるものとみなす」という規定を設けることにより、被害の防止のみならず、商品・サービスに対する信頼の回復に役立つと考えます。 「不当な取引行為」に関しては、消費者側が保有する資料が乏しく、消費者の証言が唯一の証拠であるケースが多いため、「事業者が不当な取引でないことの裏付けとなる合理的な根拠を占める資料を提出しないときは、当該事業者は、不当な取引行為をしたものとみなす」という規定を設けるべきである。 改正後でも立入調査・公表だけであることに関しては、消費者の救済・被害の拡大の防止には不十分であり、条例に刑事罰・業務停止処分を盛り込むべきである。	今回の改正で、「危害の防止」「不当な取引方法」については、知事が是正勧告するにあたり「その施行の必要な限度において事業者に対し、その業務に関して報告を求めることができる」と規定します。この報告に「危害を及ぼすおそれがない資料の提出」「不当な取引でないことの裏付けとなる資料の提出」も含まれると考えます。 報告を拒んだときの「みなす」規定は盛り込んでおりませんが、「報告を拒んだときは、その旨を公表することができる」とを新たに規定しており、悪質な事業者はこの公表により社会的制裁を加えられ、被害の防止につながると考えます。 ご意見の「みなす規定」の必要性については、事業者の権利との関係を考慮しながら、今後の検討事項としていきたいと考えています。 罰則については、消費者基本法にも規定はないので、今後検討事項としていきたいと考えています。
124	15	70	県の調査権限が強化されたことは、大変良いと思います。	(賛成意見)
125	15	71	独居、昼間一人の高齢者は寂しい為、初対面の人に家庭の事業を話したりして、訪問販売、催眠商法、振り込み詐欺に陥りやすいのですが、同居の高齢者でも食事は家族と別という家庭が多く、騙されたと気付いても、内緒にしている人があります。現在の社会の実状を若い人達から知る機会も少なく、県への被害の届けは実状よりかなり低いと思います。 近所などで、高齢者の方となるべく会話をして気を付けるように努力していますが、高齢者同士は騙された話をしていても、私たちの耳に入るのは遅いので、悪徳業者を厳しく処分してほしいと願う近頃です。	今回の改正で、不当な取引方法を行う事業者に対しては、消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から、必要な場合に立入調査等が出来るように権限を明確に規定します。知事の勧告に従わなかった場合や立入調査等を正当な理由がなく拒んだ場合にはこれを公表します。
126	16	11	トラブル・苦情が生じたとき、事業者にすべてまかせるのではなく、県としても何らかの対策を考えてほしい。	消費者トラブルに対しては、現在も消費生活相談窓口の設置や苦情処理委員会の設置等を行っています。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
127	16	19	前文の新設 前文を新設し、県民である私たちにわかりやすく条例の制定目的や県としての消費者行政の考え方や姿勢を明示してほしい。	「目的」「基本理念」の中で明示していると考えます。
128	16	37	県・事業者……の責務、役割 県の条例なので、市町村の役割は定めないのでね。	平成12年4月1日付け一部改正で、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、県と市町村は対等であるとの観点から、条例中の「市町村の責務」を定めた規定を「県と市町村との連携等」を定める規定に改めております。
129	16	38	消費者の訴訟への援助制度があることを今回初めて知りました。自分もいつ被害者になるか分かりません。不幸にしてそういう状況になったらそのときは援助制度を利用し、また県の「力」に頼らせていただくこともあるかと思います。	今回の改正項目ではありませんが、現行条例第14条の3で、「消費者訴訟の援助」として訴訟費用の貸付制度を規定しています。
130	16	39	苦情等の処理について 消費生活に関する苦情又は相談を迅速に処理するとの観点から、県と市町村との連携を明記すべきと考えます。	現行条例第3条で「市町村との連携」を規定しております。
131	16	40	他の地方公共団体との連携について 「県内市町村との情報交換や協力に関する規定」及び「県内の事業者が県外で起こした違反行為について必要な情報収集や対策を他県等に要請する規定」を盛り込んでほしい。	現行条例第32条で「国の行政機関の長等との協力」として規定している中に含まれると考えます。
132	16	41	相談体制の充実について(要望) 県及び市町村窓口に専門の消費生活相談員を配置し、相談体制の充実に努められたい。	県では県民生活相談センター及び各振興局に消費生活相談員を設置しています。専門の相談員を設置している市町村はまだまだ少ないですが、相談体制の充実を引き続き呼びかけていきます。
133	16	43	その他の要望 高齢者など、社会的弱者が悪質商法の標的となっている。これらの社会的弱者が被害にあったときに相談できる環境、地域での支援体制の整備を図られたい。	県では県民生活相談センター及び各振興局に消費生活相談員を設置しています。専門の相談員を設置している市町村はまだまだ少ないですが、相談体制の充実を引き続き呼びかけていきます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
134	16	45	このような条例があること、また、基本理念に掲げられているような権利があることを知らない人もたくさんいると思うので、消費者の自立支援の第一歩としてまずは知ってもらうことが大切だと思います。パンフレット等を作成し配布することも有効だと思います。	条例改正の内容について、広報に努めます。
135	16	53	(9)審議会 ア② 「消費者の啓発等」となっているが、「消費者に対する啓発等」ではないのか。他の所はそうになっている。例えば(4)のオ、(6)	岐阜県消費生活安定審議会の所掌事務(第26条第1項)については、次のとおり改正します。 ＜改正前＞ 第26条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の事項を調査審議する。 一 県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策の策定並びにこれの実施に関する事項 二 消費者の啓発等に関する事項 三 資源及びエネルギーの有効利用に関する事項 四 生活関連物資の価格安定等に関する事項 五 その他消費者の保護に関する事項 ＜改正後＞(所掌事務) 第31条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上を図るための消費者政策の推進に関する重要事項を調査審議する。
136	16	57	こうした条例は、市町村ごとに制定する必要があるのか。そうであれば県からも働きかけをしてほしい。	条例の制定は市町村の判断に委ねられています。市町村が条例を制定する場合は、県は必要に応じて、情報の提供、技術的指導等に努めます。
137	16	68	条例の基本的な趣旨を明らかにし、各条項の解釈や運用上の指針となる前文を設けるべきであるとする。	「目的」「基本理念」の中で明示していると考えます。

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例の一部を改正する条例(案)」の概要に対する意見募集(パブリックコメント)の結果報告

番号	意見項目	意見者番号	意見概要	回答
138	16	69	新卒の詐欺や商品事故が次々と発生している今日、迅速な情報収集や効果的な未然防止策を実施するためには、国や他の地方公共団体との恒常的な連携が必要である。 以上のことを踏まえ、改正条例には県域を越えた積極的な連携構築に関する条項を設けるべきだと考える。	現行条例32条の中で、既に次のとおり規定しております。 (国の行政機関の長等との協力) 第32条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。